

令和8年度

岐阜県中小企業 資金融資制度

のご案内

県制度融資は

- ・長期固定の低金利です!
- ・信用保証料の一部を県が負担します!

令和8年4月1日から次のとおり変更しました。

- 「企業活力支援資金」の創設
 - ・「SDGs推進資金」、「産業活性化・海外市場開拓支援資金」、「成長産業強化支援資金」、「地域未来投資支援資金」、「経営合理化資金」、「脱炭素社会推進資金」及び「雇用支援資金」は廃止し、新資金に統合
- 「季節資金」及び「売掛債権担保活用資金」の取扱終了
- 「小規模企業資金」における新制度の創設
 - ・商会議所又は商工会を申込窓口とし、直近決算状況を報告すること等により、信用保証料補給率を年0.2%追加
- 「融資利率の改定」
 - ・年0.6%利上げ(全資金一律) ※融資実行日が令和8年4月1日以降のものについて適用
- 信用保証料補給率の改定
 - ・一部資金について、県の補給率の引き下げ

岐阜県商工労働部商業・金融課(資金融資係)

〒500-8570 岐阜市葦田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL 058-272-8374(直通) TEL 058-272-1111(代表) 内線3645、3646

岐阜県融資制度

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>

融資に関するご相談・お申し込みは県内の取扱金融機関へ

※融資対象要件を満たしている場合であっても、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

県制度融資の対象となる方

岐阜県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合です。

(ただし、事業歴1年未満の方や、岐阜県内で新たに開業される方を対象とした資金もあります。)

◆中小企業者 ・「資本金」か「常時使用する従業員数」のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。ただし、次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下	ゴム製品製造業 <small>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
製造業等(建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下			

◆組合 ・事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

◆次の方は、対象となりません。

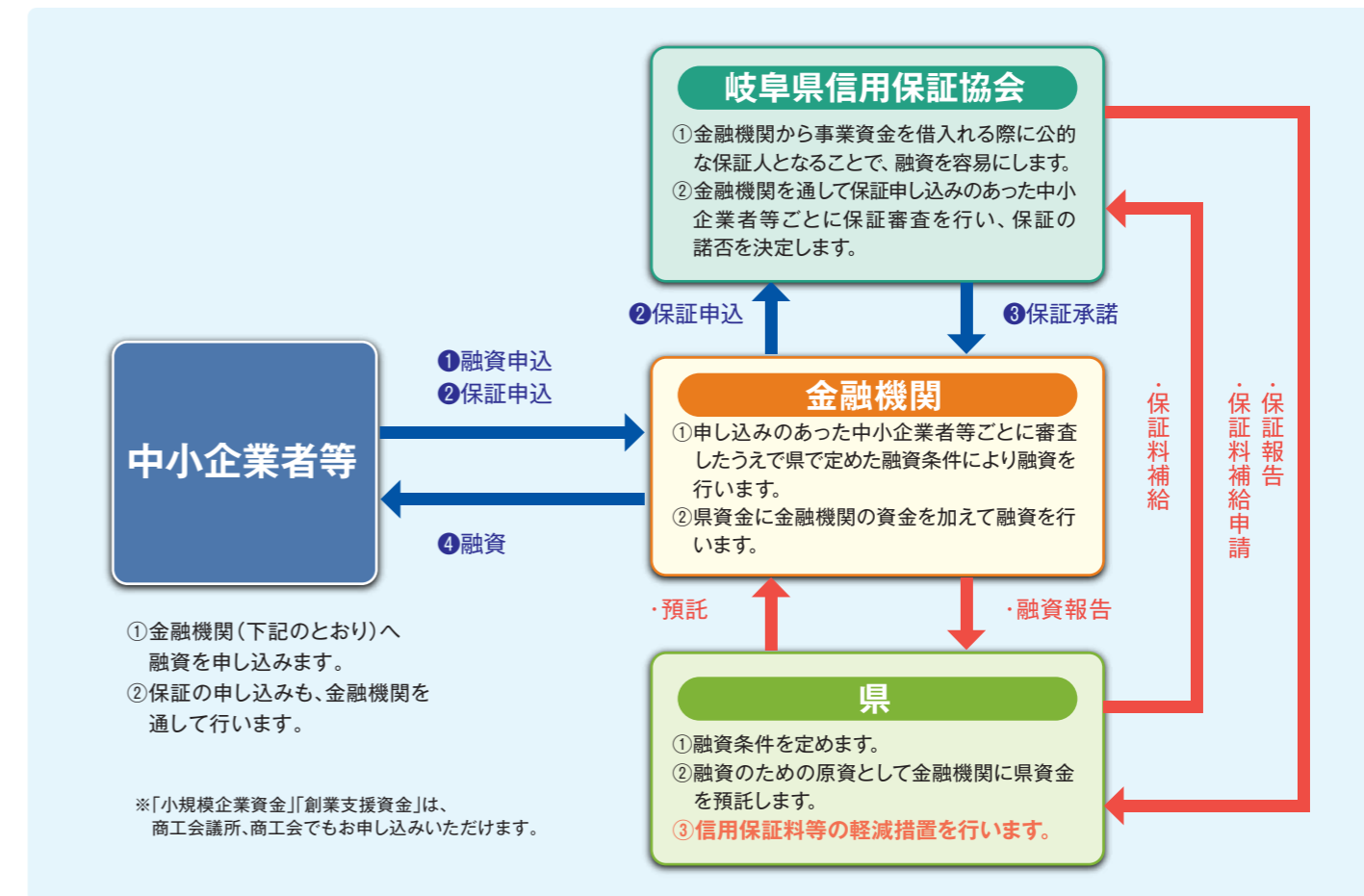
- ・農林漁業、金融業、遊興飲食業のうち公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある業種を営む方等
- ・宗教法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人等
- ・(ただし、従業員300人以下の、医療法人及び医業を主たる業とする社会福祉法人、社団法人、財団法人についてはこの限りではありません)
- ・銀行取引停止処分中の方 ・休眠会社、休眠組合 ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者等

清流の国ぎふ

金融ミナモ

県制度融資のしくみ・お申し込み方法

県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。



融資のお申し込み・ご相談は

下記金融機関の県内本支店で行っています。受付方法は、金融機関所定です。(令和8年4月1日現在)

(取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない又は取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等に限り、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱が可能です。)

- ・銀行 …………… 三菱UFJ*、三井住友、十六、大垣共立*、北陸*、滋賀、八十二長野、富山第一、あいち*、名古屋、三十三
- ・信用金庫 …………… 岐阜*、大垣西濃、高山、東濃、関、八幡、尾西、桑名三重
- ・信用組合 …………… 岐阜商工、飛驒、イオ、益田、近畿産業、岐阜県医師
- ・商工組合中央金庫
- ・農業協同組合 …………… ぎふ(本店)、西美濃(本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店)、いび川(本店)、めぐみの(関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店)、陶都信用(本店)、東美濃(本店)、飛驒(本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店)
- ・岐阜県信用農業協同組合連合会(本所)
*印の金融機関には、利用者の方の利便性を考慮し、例外的に県制度融資の取扱が可能となっている県外支店があります。

融資お申し込みの際の提出書類について

県制度融資のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定となっています。

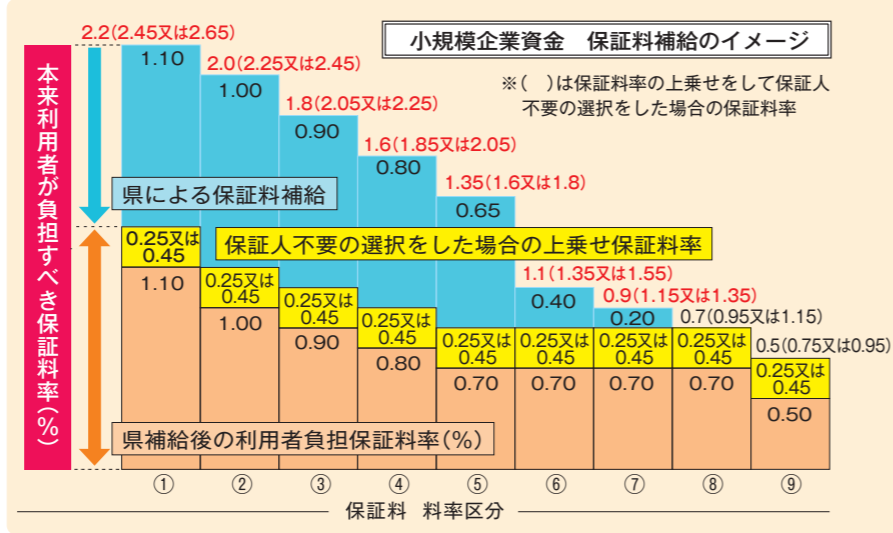
提出していただいた書類については、以下の目的に利用します。

- ・金融機関での融資審査
- ・県信用保証協会での保証審査
- ・県制度融資の対象者であることの確認(金融機関・県)
- ・県での県制度融資の統計、予算資料等の作成
- ・県信用保証協会が県に対して行う保証料補給の申請
- ・金融機関が県に対して行う利子補給申請

県による信用保証料の利用者負担軽減措置

●**県は、信用保証料の一部を県信用保証協会に対して補給することで、県内中小企業者等の利用者負担の軽減を図っています。** ※4～7頁の一覧に県が補給する率を記載しています。

県信用保証協会は中小企業者等の決算内容情報について、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)評価によって、料率区分を①から⑨の間で決定し、定性要因を加味して、信用保証料率を決定します。
この信用保証料率から、県が補給する率を差し引いたものが最終的に利用者の方が負担する保証料率となります。



岐阜県信用保証協会による保証制度のご案内

●**セーフティネット保証及び危機関連保証・・・通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。**

経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図るため、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

利用にあたっては、市町村長の認定を受ける必要があります。(セーフティネット保証と危機関連保証を併用する場合、それぞれに対して別枠保証限度額が付与されます。)

一般保証限度額		別枠保証限度額	
普通保証	2億円以内	普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内	無担保保証	8,000万円以内

+ 一般保証よりも低い保証料率で利用できる場合があります。

○セーフティネット保証

- 1号:大型倒産発生により影響を受ける方
- 2号:取引先企業のリストラ等により影響を受ける方
- 3号:突発的災害(事故等)により影響を受ける方
- 4号:突発的災害(自然災害等)により影響を受ける方
- 5号:全国的に業況の悪化している業種に属する方
- 6号:取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方
- 7号:金融機関の相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している方
- 8号:(株)整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業再生の可能性があると判断される方

○危機関連保証

大規模な経済危機、災害等により、経営の安定に支障が生じている方

対象となる中小企業者等

セーフティネット保証及び危機関連保証の認定については、企業の本店所在地等(個人の場合は主たる事業所所在地)を管轄する市町村にて行っていますので、各市町村商工担当窓口へお問い合わせください。

融資制度に関するお問い合わせ先(県の機関)

～ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください～

岐阜県融資制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>



	機関名	所在地	電話番号	担当地域
県庁	岐阜県商工労働部 商業・金融課 資金融資係	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	058 272-8374(直通)	県内全域
	岐阜県商工労働部 岐阜地域産業労働室 産業労働係	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	058 272-1925(直通)	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・ 瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
各務市	西濃県事務所 振興防災課 産業労働係	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584 73-1111(代表)	大垣市・海津市・養老郡・ 不破郡・安八郡
	揖斐県事務所 振興防災課 産業労働係	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	0585 23-1111(代表)	揖斐郡
可茂町	可茂県事務所 振興防災課 産業労働係	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎内	0574 25-3111(代表)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃県事務所 振興防災課 産業労働係	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	0575 33-4011(代表)	関市・美濃市・郡上市
東濃市	東濃県事務所 産業労働課 産業労働係	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572 23-1111(代表)	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那県事務所 振興防災課 産業労働係	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎内	0573 26-1111(代表)	中津川市・恵那市
飛驒市	飛驒県事務所 振興防災課 産業労働係	高山市上岡本町7-468 飛驒総合庁舎内	0577 33-1111(代表)	高山市・飛驒市・下呂市・大野郡

岐阜県信用保証協会

<https://www.cgc-gifu.or.jp>



	所在地	電話番号	担当地域
総合相談窓口	〒500-8503 岐阜市藪田南5-14-53	0120-015-047	県下全域
本店	(OKBふれあい会館(岐阜県県民ふれあい会館)内)	058-276-6924	下記以外の市町村
多治見支店	〒507-8691 多治見市白山町1-238(ヤマカ駅北ビル3階)	0572-22-3100	多治見市、中津川市、瑞浪市、 恵那市、美濃加茂市、土岐市、 可児市、加茂郡、可児郡
高山支店	〒506-0025 高山市天満町4-70(A・LUX2ビル内)	0577-33-5014	高山市、飛驒市、下呂市、大野郡

令和8年度 岐阜県中小企業資金融資制度一覧

1 一般資金

通常の事業運営に資金が必要な方を幅広く支援します。

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
1 経営安定資金 運転資金も設備資金もOK、一般的な事業資金	□ 資金用途 長期事業資金	年2.6% 信用保証なしの場合 年2.8%	万円 4,000	万円 6,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.7% 有担保:年0.35~1.6% (県保証料補給率:年0.0~0.2%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
2 小規模企業資金 小規模企業者を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・小規模企業者(以下のいずれかに該当する方) ・従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・医業を主たる事業とする法人で常時使用する従業員数が20人以下の方 等 ・小規模企業者であり、商工会議所又は商工会を申込窓口とし、かつ、直近決算報告等を行う方【新】	年1.6%	2,000	2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	年0.5~1.1% (県保証料補給率:年0.0~1.1%) 年0.3~0.9%【新】 (県保証料補給率:年0.2~1.3%) ※商工会議所又は商工会を申込 窓口とし、かつ、直近決算報告 等を行う場合に限り	無担保
3 経営者保証非提供資金 経営者保証不要の一般的な事業資金	■ 対象者(以下のいずれも満たす法人である方) ・信用保証協会への保証申込日以前2年間において決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ・保証申込日の直前の決算において、代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ・次の両方又はいずれかを満たすこと ・申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ・申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ・「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出していること	年1.8%	8,000	8,000	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	R8.4.1~R9.3.31 年0.65~2.1% (県保証料補給率:年0.0~0.2%)	無担保

2 元気企業育成資金

新たな事業展開等を行う「元気企業」を支援します。

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保	
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率		
4 企業活力支援資金【新】 新たな事業や取組を行う事業者を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の登録を受けている方 ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の認定(岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業)を受けている方 ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方 ・中小企業等経営強化法(経営革新計画)の承認を受けている方(当該計画期間内に限り) ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けている方(当該評価後5年以内に限り) ・地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けている方(当該計画期間内に限り) ・岐阜県健康経営宣言をして登録している方 □ 資金用途 ・経営革新計画又は地域経済牽引事業計画の承認を受けている方は当該承認を受けた事業に関する事業資金に限る	年1.6% 償還期間が10年を 超える場合 年2.0%	万円 4,000	万円 10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.7% 有担保:年0.35~1.6% (県保証料補給率:年0.0~0.2%)	原則無担保	
5 創業支援資金 新規で開業される方や事業歴1年未満の方、 新規開業から1年以上5年未満の方を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・新規開業者 ・県内での事業歴が1年未満の方	年2.0% 償還期間が10年を 超える場合 年2.4%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.35~0.9% 有担保:年0.25~0.8% (県保証料補給率:年0.1~1.0%)	原則無担保	
	・県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者等であって、以下のいずれかに該当する方(創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者) ・事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと ・事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと ・事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者(以下「会社設立創業者」という。)となり、事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと		2,000	2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	保証付融資残高 合計500万円以下 年0.15% (県保証料補給率:年0.2%) 保証付融資残高 合計500万~2,000万円 年0.25% (県保証料補給率:年0.3%)	無担保	
	・「スタートアップ創出促進保証」を利用する方 ※信用保証料を年0.2%追加で負担することにより経営者保証の免除が可能		3,500	3,500	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	※据置期間については、条件により 3年以内となる場合あり	必要により	年0.6% (県保証料補給率:年0.4%)	原則無担保
	・ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふブライムスタートアップの認定要項第7条第1項の規定により「ぎふブライムスタートアップ」に認定されている方であって、次のいずれにも該当する方 ・「ぎふブライムスタートアップ」の認定の日から起算して10年を経過していないこと ・「ぎふブライムスタートアップ」の認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んでいること		8,000	20,000	7年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	必要により	無担保:年0.35~0.9% 有担保:年0.25~0.8% (県保証料補給率:年0.1~1.0%)	原則無担保	
6 事業承継支援資金 事業承継に取り組む事業者を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する方 ・岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する方 ・中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する方 ・事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する方※1 □ 資金用途 ・事業承継に関する経費(株式取得経費、事業用資産取得経費等) ・事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する方による事業承継前の個人保証を提供した旧債務の借換	年2.0% 償還期間が10年を 超える場合 年2.4%	28,000	28,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.7% 有担保:年0.35~1.6% (県保証料補給率:年0.0~0.2%) 年0.2%※2 (県保証料補給率:年0.0~0.95%) ※2 専門家(中小企業活性化協議会 及び事業承継・引継ぎ支援センター) の確認を受けた場合に限り	金融機関又は 県信用保証協会所定方法	

3 特別経済対策資金 厳しい経営環境の中で、がんばっている企業を支援します。

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
7 経済変動対策資金 売上減少など業況が悪化している事業者を支援	■ 対象者 (いずれかに該当する方) <ul style="list-style-type: none"> 売上減少(最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少)している方 直近の半年度決算で欠損が生じている方 売上総利益が減少(最近3か月の売上総利益が前年同期比5%以上減少)している方 親事業者の経営合理化の影響を受けている方 セーフティネット保証(2~8号)の認定を受けた方 急激な社会経済情勢の変動、異常気象等により売上減少(最近1か月の売上高又は売上総利益が5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も5%以上減少することが見込まれる)している方 指定感染症等により売上減少(最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれる)している方 	年2.2%	万円 10,000	万円 10,000	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	すべて必要	無担保:年0.35~0.9% 有担保:年0.25~0.8% (県保証料補給率:年0.1~1.0%)	原則無担保
8 関連倒産防止資金 取引先企業が倒産し、影響を受けている事業者を支援	■ 対象者 (いずれかに該当する方) <ul style="list-style-type: none"> 倒産企業との取引依存度が20%以上ある方 倒産企業に対し、50万円以上の債権を有している方 □ 資金使途 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金に限る 〈取扱期間〉 <ul style="list-style-type: none"> 企業が倒産した日から起算して1年以内 	年1.8%	4,000 ※債権相当額の範囲内	—	7年以内 (1年以内)	—	すべて必要	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	
9 返済ゆったり資金 借換資金	■ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用して(ただし、一部資金を除く)、以下のいずれかに該当する方 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少している方 直近の半年度決算で欠損が生じている方 セーフティネット保証(1~8号)の認定を受けている方 □ 資金使途 <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県中小企業資金融資制度を含む県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換(県制度融資以外の債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る) 旧債務の借換と同時に新たな借入も可能 	金融機関 所定利率 ※(注1)	8,000	8,000	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	すべて必要	無担保:年0.40~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
10 中小企業再生支援資金 事業再生に必要な資金	■ 対象者 (いずれかに該当する方) <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生を図る方 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る方 ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図る方で事業再生の終了に資金が必要な方 産業競争力強化法等に定める計画に従って事業再生を行う方(借換資金の資金使途は、「9」返済ゆったり資金と同じ) 中小企業等経営強化法に定める認定支援機関の支援を受け、事業再生の計画の策定、実施、報告を行う方 	金融機関 所定利率 ※(注1)	8,000	8,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	無担保:年0.40~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	

4 災害対策資金 地震、豪雨等の災害や大規模な経済危機等の被害を受けた中小企業者等の事業復旧を支援します。

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
11 災害復旧資金 地震、豪雨等の災害の被害を受けた中小企業者等の事業復旧を支援	■ 対象者 (いずれかに該当する方) <ul style="list-style-type: none"> 地震、豪雨等の災害により直接被害を受けたことについて、事業者の所在する市町村の罹災(被災)証明を受けた方 セーフティネット保証(4号)の認定を受けた方 □ 資金使途 <ul style="list-style-type: none"> 事業復旧のために必要な事業資金 	別に定める※	万円 8,000	万円 8,000	別に定める※	別に定める※	別に定める※	金融機関又は 県信用保証協会所定方法	
12 危機関連対応資金 大規模な経済危機、自然災害等により、危機関連保証の認定を受けた事業者を支援	■ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 大規模な経済危機、自然災害等により、危機関連保証の認定を受けている方 	年1.8%	10,000	10,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要 年0.6% (県保証料補給率:年0.2%)	原則無担保	

●この一覧表に記載された資金や融資条件等は、令和8年4月1日現在のものです。金利情勢等により改正する場合がありますのでご了承ください。

注1 金融機関所定利率は、固定利率であり、上限利率の設定があります。

注2 融資限度額の設備資金欄は、運転資金も併せた場合の金額を記載しています。また、設備資金と運転資金を併用する場合における運転資金の限度額は、「運転資金」欄記載の限度額ではなく、「設備資金」欄記載の限度額未満の額になります。

注3 信用保証料率は県信用保証協会所定となります。

注4 経営者保証不要の選択が可能な信用保証を付した場合において、その選択をした場合(要件有)は、保証料率が記載の保証料率に0.25%又は0.45%上乗せ(県補給無し)されるものがあります。